

町民の皆様へ

自分の家族や地域を守るのは皆様です。

近年、世界各地、日本国内において地震や台風、集中豪雨、大雪などによる自然災害が多発しており多くの方が被害を受けております。

福島県内においては、東日本大震災(平成23年3月)や台風第19号(令和元年10月)等による甚大な被害が発生しています。

災害は、いつ・どこで・どのように発生するかわかりません。町では、地域住民の安全を守るために防災対策に努めているところですが、安全な地域づくりは、行政機関だけの取り組みでは不十分です。皆さん一人ひとりが日頃から防災について考え、自分や家族の身の安全を守る取り組みや、地域の皆さんでお互いに助け合う取り組みを続けていき、万が一の災害に備えることが防災の原点といえます。

さて、この度、平成27年3月に策定しました下郷町防災ハザードマップを改訂しました。この下郷町防災マップは、皆さんがお住いの地域の危険な箇所などの最新情報を地図に掲載するとともに災害に対する日頃の心構えや非常持出品などもわかりやすく解説しております。

ぜひ、ご家庭の目に留まるところに常備され、家族や地域での災害に対する話し合いの中でご活用していただき、防災力の向上に努めていただければ幸いです。

今後も、町民の皆様が安全に安心して暮らせるよう、防災対策の推進に積極的に取り組んで参りますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和3年3月
下郷町長 星 學

索引

町民の皆様へ・索引	1	下郷町全図	15・16
避難行動ガイド①	2	詳細図No.1(大内)	17・18
避難行動ガイド②	3	詳細図No.2(小出、沼尾)	19・20
特別警報をご存知ですか?	4	詳細図No.3(倉水、三ツ井、中山、弥五島、小野、大沢)	21・22
風水害対策について	5	詳細図No.4(弥五島、水門、湯野上、小野、白岩、 雑根、田代、芦の原、枝松)	23・24
土砂ハザード情報について	6	詳細図No.5(三ツ井、新開、戸赤)	25・26
洪水ハザード情報について	7	詳細図No.6(倉村、檜原、刈林、姫川、成岡、板萩、 小池、倉水、弥五島、塩生、檜原、 桃曽根、大松川、小松川、張平、中妻)	27・28
地震対策について	8	詳細図No.7(大松川、水門、沢入)	29・30
火災対策について	9	詳細図No.8(落合、音金、十文字、鶴ヶ池、大松川)	31・32
わが家の「防災・緊急情報」メモ	10	詳細図No.9(野際、南倉沢)	33・34
わが家の防災対策&チェック	11		
非常時持出品の準備&チェック	12		
ライフライン関連・行政関係機関連絡先一覧	13		
避難所・避難場所一覧	14		

避難行動ガイド①

避難とは・・・

避難は、災害から命を守るための行動であり、避難行動には次のような方法があります。

指定緊急避難 場所・指定避 難所への移動	警戒区域等内の自宅などから 移動し、安全な場所への避難 (公園、親戚や友人の家など)	近隣の強固で 高い建物など への移動	建物内の安全な場所での待避 (家屋内への垂直避難) やむを得ず、家屋内に留まった場合、安全を確保する避難行動 として、洪水対策では建物の2階以上高いところへ、土砂災害 対策では、斜面と反対方向の高い階への移動が有効です。
屋外が安全で移動できる状態のとき			屋外が危険な状態のとき

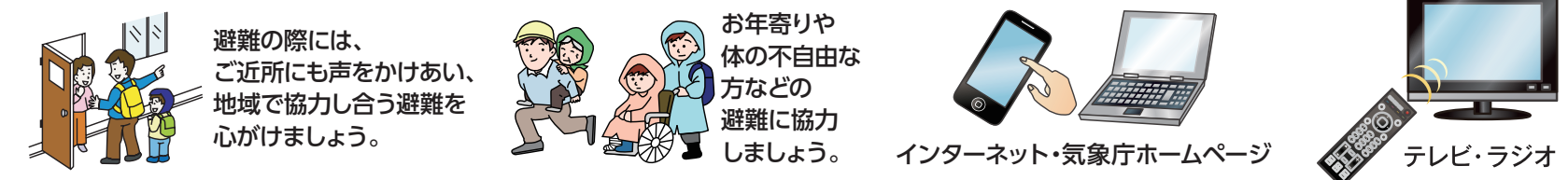
避難行動に関しての行政発令の種類と、住民の皆さまの対応

避難勧告などは、災害の種類ごとに避難行動が必要な地域を示して発令しますが、地域やご家庭などの事情によって、「避難勧告」を待たずに避難が必要と考えられる場合は、「自主避難」をお願いします。

区 分	立退き避難など住民の皆さまの行動
避難準備・高齢者 等避難開始	・気象情報に注意を払い、立退き避難の必要について考える。 ・立退き避難が必要と判断する場合は、その準備と立退き避難をする。 ・要配慮者(障がい者や高齢者で避難行動が困難な人)は、この段階で立退き避難をする。
避難勧告	・非常時持ち出し品をもって、立退き避難をする。
避難指示(緊急)	・避難勧告を行なった地域のうち、立退き避難がまだの人は、立退き避難する。 ・立退き避難することが、かえって危険と判断される場合は、屋内で安全を確保する。
災害発生情報	・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 ・町が災害発生を把握していない場合もあり、必ず発令されるものではないことに留意する。

※「自主避難」とは・・・避難勧告などを待たず、自主的に地区集会所、親戚や友人の家などの安全な場所へ避難することです。その際は、出来るだけ必要な食糧、飲物、日用品などを持参するようにしてください。

※雨が降り続いていたら、テレビ・ラジオ・スマートフォン・パソコンなどで最新の気象情報を入手しましょう。特に、河川氾濫の浸水想定区域や土砂災害警戒区域にお住まいの方は、自分で早めに判断し、「危ない」と思ったら、直ちに危険な区域から離れる行動(自主避難)することが命を守ることになります。



大雨のとき

土砂災害警戒区域の地区に対して、町が設定している基準に達した場合に避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)、災害発生情報を発令します。また、避難準備・高齢者等避難開始が発令されずに避難勧告、避難指示(緊急)が発令される場合もあります。

※特に土砂災害警戒区域にお住まいの方は、早め早めに判断をして、「危ない」と思ったら、直ちに危険な区域から離れる自主避難をすることが命を守ることになります。



地震のとき

大きな地震やそれに伴う余震により家屋が倒壊し、又は倒壊するおそれがあるときに避難勧告、避難指示(緊急)を発令します。

※直ちに避難所を開設するよう努めますが、災害の規模により時間がかかる場合があります。



火災のとき

大規模な延焼拡大のおそれがあるときに避難勧告、避難指示(緊急)を発令します。



その他

その他災害が発生するおそれがあるときに避難勧告、避難指示(緊急)を発令します。